

会計及びレビュー業務基準ステートメント 第一号について

——「調査・指導」への示唆⁽¹⁾——

片 木 晴 彦

- 一 はじめに
- 二 会計・レビュー業務基準成立の経緯
- 三 会計・レビュー業務基準の内容
- 四 「調査・指導」への示唆

一 はじめに

本稿は、アメリカ公認会計士協会 (AICPA = American Institute of Certified Public Accountants) が一九七八年に公表した会計及びレビュー業務基準ステートメント⁽²⁾ (以下では単に会計・レビュー業務基準と記す) の成立の背景、並びに同ステートメントの内容を検討することを目的とする。

会計・レビュー業務基準は、会計士が、正規の決算監査を実施しない財務諸表 (未監査財務諸表 = unaudited financial statements) に関与する場合の、業務基準を定めたものである。未監査財務諸表に対する会計業務は、任意業務である

が、正規の監査を受ける必要のない、あるいは受けるための社内体制の整備や経済的負担に耐えられない中小企業のために、主として中小会計事務所によって広範に実施されていた。⁽³⁾しかし同業務についての明確な基準がなかったため、業務内容が会計事務所によって異なるという事態が生じ、さらに同業務の内容についての裁判所の理解にも混乱が生じた。会計・レビュー業務基準は、未監査財務諸表に対する会計業務の内容を明確にして、かかる混乱を解消することを目的としていた。

会計・レビュー業務基準を作成した会計・レビュー業務委員会の基本的な立場は、(1)正規の決算監査以外にも、会計士が財務諸表に関与することがありうることを肯定し、(2)かつ同業務の内容を限定的な証明機能を有するレビュー業務と、証明機能を有しないコンピレーション業務とに二分する、というものである。

委員会のかかる結論は、

(1) 経済的負担の点からも社内体制の点からも、正規の決算監査を受けることができない中小企業においても、何等かの形で自社の財務諸表について証明を受けたいという要求が強まっており、

(2) 会計士の一部は中小企業にかかる要求に積極的に対応しようとし、他の会計士は自己の提供する業務が、監査手続きを明示的にも黙示的にも一切含まないものであることを明白にすることを求めた、

ことを背景としている。従って会計・レビュー業務基準は、業務受領者の要求と、業務提供者の要求とが組み合わさって成立したものである。

現在日本では、商法・有限会社法改正試案⁽⁴⁾が公表され、その中で正規の監査を受けない中小株式会社、有限会社について、正規の監査に代わる簡易な「調査」を課することが提案されている。⁽⁵⁾この調査、あるいはその対案として示されている「指導」制度の成立可能性、また正規の監査の拡大の可能性が大きな争点となっていることは、周知のと

おりである。本稿は、アメリカにおける未監査財務諸表に関する業務基準の検討を通じ、調査ないしは指導をめぐる論争に示唆するところを探ろうとするものである。

- (1) 本稿は、アメリカ文化交流局 (USA = United States Information Agency) の援助により広島大学法学部とハワイ大学ロー・スクール (The William S. Richardson School of Law) とが実施中の相互交流計画に基づき、筆者が昭和六十二年二月から同年五月にかけて、ホノルルにある同ロー・スクールに滞在した際の研究を基礎としている。
- (2) Statement on Standards for Accounting and Review Services (SSARS) No. 1 (1978).
- (3) Guy & Winters, Unaudited Financial Statements: A Survey, Journal of Accountancy, Dec. 1972, 47.
- (4) 法務省民事局参事官室「商法・有限会社法改正試案」(昭六一年五月)。
- (5) 調査や指導に関する論稿は、枚挙にいとまがないが、限定監査に関する考え方の変遷を知るうえで最も重要なものとして、以下の資料を挙げる。法務省民事局参事官室「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」(昭和五年五月九日)特に七4、限定監査試験・別冊税経通信(一九八五)、「小規模会社の会計・監査制度」企業会計三七巻六号七七九頁(一九八五)、「商法監査の論点」別冊商事法務八八号(一九八六)、「稲葉威雄、大谷禎男・商法・有限会社法改正試案の解説」別冊商事法務八九号七六頁以下(一九八六)。

二 会計・レビュー業務基準成立の経緯

(一) 中小企業の経営構造　まず最初に、会計・レビュー業務基準成立以前のアメリカにおける中小企業に対する会計業務について、検討を加える。⁶⁾

アメリカにおいては、連邦証券諸法の規制を受ける場合を除いて、会社は一般的には会計監査を義務付けられない。もちろん、会社は任意に財務諸表監査を受けることはできる。しかし、中小企業にとって正規の監査は、大企業と比べて相対的に負担の重いものとなってしまふ。

アメリカ公認会計士協会やレイボーンが一九八〇年代に行った調査によれば、⁽⁷⁾中小企業の経営構造上の特色として、(1)経営は企業を所有する個人(オーナー)に支配されており、オーナーの個性が企業経営と不可分なこと、(2)企業内で義務の分担が限定されていること、⁽⁸⁾があげられる。

このような主たる特色から派生する特色として、(3)経営者による内部統制逸脱の可能性が高いこと、(4)経営者に会計知識が充分にないこと、(5)取締役会のような政策決定機関が存在しないか、あっても充分に機能していないこと、(6)従業員に会計的素養が欠けていること、(7)従業員が会社資産に容易に接しうること、(8)しっかりとした記録管理手続を欠いていること、⁽⁹⁾があげられる。

中小企業の経営構造上の特色の結果、中小企業の監査においては、(1)内部統制に信頼がおけないため、監査人が実証的テスト(substantial test)を省略できない、(2)会計記録の保存、管理が充分でないため、監査証拠の収集に困難をきたすことがある、(3)従業員の会計知識の不足を補うため、監査人が会計プロセスに関与することが多く、独立性との関係で微妙な問題が生じることがある、と指摘されている。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

従って、中小企業の監査は大企業の場合と比べて、緻密なものとなる傾向があり、その結果、取引数が少ないなどの点を割り引いても、監査費用の負担は大企業と比べて相対的に高くなってしまふのである。

(二) 未監査財務諸表への関与 一九六七年に成立した、監査手続ステートメント三八号は、⁽¹⁰⁾未監査財務諸表に会計士が関与する場合は、⁽¹¹⁾行為基準を示す。

会計士は、正規の監査以外にも、会計帳簿の記帳代行などの会計業務を、依頼人のために実施することがある。その中で、会計士が財務諸表に何等かの形で自己の名前が示されることを承知した場合、又は会計士自身が当該財務諸表を作成したか、その作成を補助した場合、同会計士は当該財務諸表に「関与した」(associated with)とされる。⁽¹¹⁾

財務諸表は、会計士が「関与した」ことによって、財務諸表を受領した第三者、あるいは場合によっては依頼人自身からも、信頼性が高まったものとみなされがちである。この信頼は曖昧なものではあるが、未監査財務諸表に対する会計士の業務を拡大させた基盤でもある。しかし、監査手続ステートメント三八号は、会計士の財務諸表への関与を積極的に定義し、実施すべき手続等を示すものではない。それは、前記のような信頼から会計士に対する責任が生じることを回避する工夫にすぎなかった。⁽¹²⁾

監査手続ステートメント三八号によると、未監査財務諸表とは、会計士が監査手続を全く実施していない財務諸表であるか、それについて意見を表明するに足りるだけの監査手続を実施していない財務諸表、である。会計士は、未監査財務諸表について、監査手続を実施するいかなる責任をも負わない。⁽¹³⁾

会計士が関与した未監査財務諸表には、「意見差控」(disclaimer of opinion)が明示されなければならない。⁽¹⁴⁾ 意見差控は、会計士が当該財務諸表を監査しておらず、従ってそれについて意見を表明しない旨を示す。意見差控は、財務諸表に添付されるか、同書面に直接記載され、又財務諸表の各頁には、「未監査」と、明瞭に示されていなければならない。さらに会計士は、財務諸表が監査されたことと誤解されることを防ぐため、何等かの監査手続を実施した場合でも、その旨を意見差控報告書に記載してはならない。⁽¹⁵⁾

(三) 監査手続ステートメント三八号の不備 一九七〇年代になると、監査手続ステートメント三八号の不備なところが次第に明らかになってくる。

従来中小企業の多くは、会計士に正規の監査の実施を求めず、納税申告書の作成、帳簿の記帳代行、財務諸表の作成、経営相談といった、検証手続を伴わない会計業務のみを求めてきた。しかし、近年になり中小企業も外部からの資金調達を積極的に行うようになってくる。その場合、金融機関等の融資者は、何等かの形で検証された財務データ

の提出を求めてくる。しかし、財務諸表について保証を得る方法としては、中小企業、及びその債権者にとって過大ともいえる多くの監査手続を含んだ正規の監査を高い費用を支払って受けるか、「未監査」と各頁ごとに記され、会計士の免責のための意見差控以外何等の報告も付されていない財務諸表を利用する以外、方法がなかったのである。⁽¹⁶⁾

会計業務の提供者の側からも不満が生じてきた。従来、中小企業に対する会計業務は個人事務所、ないしは小規模な会計事務所が専ら取り扱ってきた。しかし、近年になって大手の会計事務所も中小企業に対する会計業務に進出し始める。会計業務の提供者が多様化してくるにつれて、業務の内容が会計事務所によって異なってきた。

小規模な会計事務所の多くは、監査手続ステートメントを忠実に守り、業務の内容に監査が含まれると誤解されることを防ぐため、いかなる監査手続をも実施しなかった。⁽¹⁷⁾しかし、大手の会計事務所を中心に、事務所の方針として、未監査財務諸表についても、何等かのチェックを実施しているところも少なくなかった。⁽¹⁸⁾もともと、その結果、財務諸表の信頼性につき一定の確信を得たとしても、そのことを財務諸表に添付される報告書で明らかにすることは認められなかった。

(四) 裁判所による規制 会計業務の内容が会計事務所によって異なることは、会計業務の多くが明確な契約書を交わすことなく実施されていたこととあいまって、その内容につき、依頼人との間でも不一致を生ぜしめた。そして一部の裁判所は、未監査財務諸表に対する会計業務にも、監査手続が含まれる、との考えを示した。

一一三六テナント会社事件⁽¹⁹⁾では、被告会計事務所は、依頼人たる不動産業者が、部下の横領行為により被った損失の賠償を求められた。会計事務所は、依頼人との契約は記帳代行業務にすぎず、監査手続を含んでいないと主張した。しかし、ニューヨーク控訴裁判所は、例えば被告が記帳業務のみを行うために雇われたのだとしても、「最も簡単な監査手続によっても、不正は発見しえたはずである」と述べて、⁽²⁰⁾被告の責任を認めた。翌年ブレイクリー事件にお

いてオレゴン連邦地方裁判所は、一一三六テナント会社事件を解釈して、「監査でない記帳業務を行うときでも、会計士は提供された情報について最小限の調査を行う義務を有する」と判示した。⁽²¹⁾

(5) 公認会計士協会の対応 一一三六テナント会社事件後、アメリカ公認会計士協会が設置した特別研究班は、同事件は監査手続ステートメント三八号の見直しを迫るものではない、と結論した。⁽²²⁾ 同ステートメントにおいても、会計士は知りえた不正規事項については、調査・報告することを義務付けられているからである。⁽²³⁾ 研究班は監査手続ステートメント三八号の枠内で未監査財務諸表に対する会計業務の統一を図るため、ガイドラインの設置のみを提案した。同ガイドラインは一九七五年に公認会計士協会より公表された。⁽²⁴⁾

ガイドラインは、未監査財務諸表に対して会計業務を行う際に会計士が依頼人と取り交わすべき契約書式、会計業務として最低限実施すべき一連の（監査手続を含まない）手続、について指針を示す。しかし、会計士の行う業務としては、正規の監査と未監査財務諸表に対する会計業務の二種類しか認めず、後者の業務内における区分を考えていない。既に限定的な監査業務を実施し、その内容の明確化、及びその報告様式の確定を求めていた一部の会計士、並びにかかる業務の必要性を認識していた中小企業にとっては、ガイドラインの内容は、満足のいくものではなかったようである。⁽²⁵⁾ 結局、一九七七年になって、アメリカ公認会計士協会は、未監査財務諸表に対する会計業務の内容を再検討するため、会計及びレビュー業務委員会 (Accounting and Review Service Committee) が発足させなければならなかった。同委員会は、一九七八年一月、「会計及びレビュー業務基準ステートメント案」を公表し、同案は細かな修正の後、同年一二月、「会計及びレビュー業務基準ステートメント第一号」として成立した。

(6) アメリカの未監査財務諸表をめぐる問題について、参照、近江正幸「未監査財務諸表問題の米国における歴史的展開」成蹊大学経済学部論集一一巻二号一一四頁（一九八二）。

- 論
- (7) D. D. Raiborn, *Audit Problems Encountered in Small Business Engagements* (1982), AICPA, *Audits of Small Business* (1985).
- (8) Raiborn 前掲・18-28.

(9) 企業会計審議会特別部会「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告」(一九八五)によると、日本において、会社の規模が小さくなるほど、会計書類の管理状況や、内部統制組織の整備状況に問題があることが多くなる。

(10) *Statements on Auditing Procedure (SAP) No. 38, Unaudited Financial Statements* (1967), incorporated in *Statements on Auditing Standards (SAS) No. 1 § 516* (1973).

(11) *Id.* par. 3.

(12) Gubbenet, *Compilation and Review of Financial Statements by an Accountant*, 3 *J. Acct. Auditing & Fin.* 313, 314-316 (1979).

(13) SAP NO. 38 前掲(9)・par. 2

(14) *Id.* par. 4.

(15) *Id.* par. 8.

(16) Miller, *The Scope of Accountants' Liability under SSARS No. 1 Remains Unclear*, *Nat'l Pub. Acct.*, Oct. 1979, 14, 14.

(17) Gregory, *Unaudited, but OK?*, *Journal of Accountancy*, Feb. 1978, 61, 62.

(18) Guy & Winters 前掲(9)・51-52.

(19) *1136 Tenants' Corporation v. Max Rothenberg & Co.*, 36 A. D. 2d. 804, 319 N. Y. S. 2d. 1007 (1971), *aff'd* 30 N. Y.

2d. 585, 281 N. E. 2d. 848 (1972). 事件では原告と被告会計事務所との間で契約書が取り交われていなかったため、両者間の契約内容が重要な争点となった。又、被告会計事務所は、訴外 Riker の原告に対する支払伝票が欠けていることに気づきながら、それ以上特別に調査を行わなかった。

(20) 319 N. Y. S. 2d. 1008.

「最も簡単な手続によっても Riker の不正は発見しえたはずである。さらに、たとえ被告が記帳代行業務を行うためのみに雇われたのだとしても、Riker にやりなわけているはずの支払に関する伝票が欠けていることに被告らは気づいており、

- 少なくとも同点については原告に通知する義務があったと認められる。……被告がこれらの疑わしい状況をかかっては重要性がないと判断し、それらが存在しないかのような財務諸表を作成したことは、是認せらるべきではない。』
- (21) *Blakely v. Lisac*, 357 F. Supp. 255, 256 (Or. 1972). 参照: *Spherex, Inc. v. Alexander Grant & Co.*, 451 A. 2d 1308 (S. Ct. N. H. 1982).
 - (22) Interim Report of Task Force on Unaudited Financial Statements, *Journal of Accountancy*, Dec. 1972, 62, 62.
 - (23) SAP No. 38 前掲註 (21)・par. 6.
 - (24) AICPA Task Force on Unaudited Financial Statements, *Guide for Engagements of CPAs to Prepare Unaudited Financial Statements* (1975). 参照: *Chazen, Unaudited Financial Statements*, *Journal of Accountancy*, Nov. 1975, 88.
 - (25) *Gutberlet 前掲註* (12)・315; Note, *Accountants' Liability for Compilation and Review Engagements*, 60 *Tex. L. Rev.* 759, 788-789 (1982).

三 会計・レビュー業務基準の内容

- (一) 会計・レビュー業務基準の前提 会計・レビュー業務基準は次のような前提に立っている。
 - (1) 従来「非監査業務」としてひとまとめにされてきた業務の中に各種のレベルの異なった業務があること、
 - (2) 閉鎖会社の未監査財務諸表に対する業務としては、レビューとコンピレーションのみが認められること、
 - (3) レビュー及びコンピレーションに対する基準を確定すべきこと、
 - (4) レビューにおける限定的な保証の表明の内容について規定し、依頼人が監査による保証、限定的保証、無保証のいずれかを選択しうるようにすべきこと、である。⁽²⁶⁾

このようにして正規の監査と、証明業務を伴わない単なる財務諸表作成業務との間に、中間的な限定監査業務とし

て、レビューが存在することが、はじめて公的に認知された。なお、会計・レビュー業務基準は、正規の監査を受けていない小規模な閉鎖企業に対する業務について規定する。従って、中間財務諸表監査のような、正規の監査を受けている会社に対する限定監査の実施とは、必ずしも関連しない。(Par. 1).⁽²⁷⁾

会計士が行う会計業務としては、ここで定められているレビューとコンピレーションの他にも、試算表の作成、納税申告書の作成、財務諸表以外の財務データの作成等が存在する。しかし、会計士が依頼人の財務諸表に「関与する」(前掲二)ような業務としては、レビューとコンピレーションしか認められない。(Par. 6).

(二) レビューの内容 レビューとは、当該財務諸表を、一般に認められた会計原則、又はその他の包括的な会計基準に適合させるために、重大な修正を必要とする項目がないことにつき、限定的な保証を表明するための、合理的な基礎を取得することである。財務諸表全体の表示の適正性につき、意見を表明する基礎を提供するには到らない点で、正規の監査とは異なり、他方、前記のような意味での限定的な保証を表明する点で、何等の保証をも表明しないコンピレーションとも異なる (par. 4)。

会計士は、レビューを行う際には、企業が属する産業の会計原則や会計慣行について一定知識を得、又企業の営業内容(企業の組織、活動の特色、資産、負債、収入、支出の性格等)について理解しなければならない (par. 24, 26)。

会計士の調査は会社経営者、従業員に対する質問と、分析的手続からなる。会計士は、企業の会計原則や会計慣行、その適用方法、取引の記録、分類、集約方法のような会計事項に関して質問する他、取締役会や株主總會の運営方法に關しても質問する。分析的手続は、前期財務諸表や次期の見積との比較を通じて、通常でないと思われる関連性や個別項目を抽出することを目的として行われる。具体的には、当期財務諸表の前期以前のものととの比較、財務諸表の予測値(予算・売上見込み等)との比較、企業の経験によれば、ある予期されたパターンに従う、と考えられる財務諸表内

の複数の要素の関連性の調査、等よりなる。また会計士は、財務諸表を閲読し、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠しているかどうかを検討する (par. 27)。

レビューは会計原則の準拠、会計帳簿と財務諸表との一致のみならず、資産や取引の実在性をも、一応調査対象とする。しかし調査の方法としては、質問と分析的手続という間接的な方法のみにより、内部統制組織の調査・評定、また確認、照会等の直接的な実証的手続は、通常行われぬ。従って調査は、正規の監査においてなら明らかになる重大事項のすべてにつき、会計士が認識することを保証しない (par. 29)。

会計士は、与えられた情報が不正確、不充分、その他満足のいかないものであるとき、限定的な保証を得るためには、調査手続を付加しなければならない (par. 29)。しかし、付加的な手続としては、どのような検査を実施するか、具体的な定めはない。また付加的な手続を実施したとき、どの程度まで疑念をほらせば「限定的な保証」を得たことになるのかも、はっきりしない。この場合に、会計士は責任追及のリスクにさらされる危険がある、と懸念されている。²⁹⁾

会計士がレビューを実施した場合には、財務諸表にレビュー報告書が添付される。報告書には、会計士が公認会計士協会の定めた基準に従いレビューを実施したこと、レビューは質問と分析的手続からなり、正規の監査より調査が限定されており、よって財務諸表全体に対する意見表明は行われぬこと、そして会計士のレビューによれば、財務諸表を一般に認められた会計原則に適合させるために、重大な修正を必要とする項目があるとは認められないこと、が記載される (par. 35)。レビュー実施中に会計原則違反が発見されたときには、会計士は適切な修正を求め、それが受け入れられないときには、同事実をレビュー報告書にて明らかにしなければならない (par. 39, 40)。

レビューは、調査手続を企業の経営者・従業員に対する質問と、企業内の資料の分析に留めることで、実施のため

の時間と費用を軽減する。しかし、レビューは限定的とはいえ、企業の財務諸表の信頼性について保証を提供する。保証の程度について、会計士の認識と、レビュー報告書が添付された財務諸表を受け取る第三者の認識とにズレがあるとき、会計士は予期せぬ責任追及にさらされる可能性はある。³⁰⁾特に、分析的手続により、正常とは思えない項目を発見したときは、直接的な検査方法も含め、手続を拡大して疑念をほらすべきか、レビュー報告書の交付を拒否すべきか、困難な選択を迫られることにならう。実際には、記帳代行、経営顧問等の会計業務により、企業と密接な関係を有し、企業の財務や経営内容を熟知しているときのみ、会計士はレビューに基づく限定的保証の表明に同意するのではないだろうか。グートバーレットも、レビューやコンプレッションが定義通りの純粋な形で実施されることはほとんどなく、通常は同時に他の会計業務を伴って実施されると、考えているようである。³¹⁾

経営者・従業員に対する質問や、分析的手続は、取引の実在性も含めた、財務諸表の信頼性を調査するために行われる。レビューを行う会計士は、かかる手続を通じて企業の異常を見抜く「洞察力」が求められる。従ってレビュー実施者の能力・経験については、正規の監査の場合と比べて勝るとも劣らない、と考えられる。³²⁾

(三) コンプレッションの内容　コンプレッションとは、企業の経営者（オーナー）が示す情報を、いかなる保証も表明せずに、財務諸表の形で表わすことである（par. 19）。財務諸表の作成業務は、従来会計士が行ってきた典型的な非監査業務の一つである。会計・レビュー業務基準の目的は、限定的な監査手続を伴うレビューとは別個に、なんらの監査手続も含まない業務が存在することを明確にすることにあつた。

会計士は、コンプレッション業務を履行し、財務諸表を作成するにあたって、企業の採用する会計原則、企業が属する産業の会計慣行について、一定の知識を取得しなければならぬ（par. 20）。レビューにおける企業環境の調査が、「限定的保証」を得るために必要な質問・分析的手続の内容を決定するためになされるのに対し、コンプレッショ

ンにおける企業環境の調査は、企業が他の会計業務を必要としないかどうかを確認するためになされる。⁽³³⁾

会計システムは、取引の記録に始まり、財務諸表の作成で終わる。コンピュータシオンは、最終段階の財務諸表作成を会計士が代行するものであるが、同業務を円滑に実施するために、会計システムの各段階について、会計士が補助する必要があるかどうかは、企業によって異なる。そこで会計士は、企業の会計システム、その他の環境を調査して、企業が財務諸表の作成以外に、帳簿記帳の代行、その他の会計事項に対する助言を必要としないかどうかを確認する (par. 11)。

会計士は、与えられた情報を検証することは求められないが、情報が明らかに不正確、不十分その他満足のいかないものであるとき、情報の付加、訂正を求める。この要求が受け入れられないときには、会計士はコンピュータシオンを打ち切ることになる (par. 12)。また会計士は、作成された財務諸表に目を通し、様式が整っているかどうか、会計原則の適用も含め、明白な誤りがないかどうか、確認する⁽³⁴⁾ (par. 13)。

財務諸表には、コンピュータシオン報告書が添付される。同報告書には、コンピュータシオンが実施されたこと、同業務は経営者より提供された情報を財務諸表の形にして表示することに留まること、財務諸表は監査又はレビューに付されておらず、よって会計士は財務諸表について、いかなる意見や保証も表明しないこと、が記される (par. 14)。会計士は、業務中に、企業が一般に認められた会計原則に違反している事実が明らかになったときには、訂正を求めなければならない。同要求が受け入れられないときには、会計士は報告書の中で、乖離の事実を指摘しなければならない (par. 39-41)。

コンピュータシオン報告書が、本当にいかなる検証性も有しないかどうかは明確ではない。ケリーは、会計士が専門的判断に基づき、依頼人が記帳代行、データ処理の補助等の会計業務を必要としないかどうか考慮し、また情報

が明らかに不正確・不充分であるときには、情報の付加・訂正を求めなければならないこと、さらに会計士は財務諸表に目を通し、その内容が会計士がコンピレーション業務、他の会計業務、以前の契約等により得た情報と矛盾しないかどうか、検討しなければならないことを指摘し、よってコンピレーション業務は数字の単なる機械的な移し替えではないことを強調する⁽³⁵⁾。また会計士が、その報告書で、会計原則違反の事実を指摘していないことは、会計士の知る限り、企業に重大な会計原則違反のないことを間接的に示していることにもなる。その限りで、報告書の内容を信頼した第三者に対し、会計士が責任を問われる可能性もあろう⁽³⁶⁾。

(26) Gulberlet 前掲注(12)・314-316。

(27) 以下 par. 2 記すのみ、SSARS No. 1 のオプションの数である。

(28) 分析的手続 (analytical review procedures) の内容については、参照、Statement on Audit Standards No. 23, Analytical Review Procedures (1978)。

(29) Miller 前掲注(9)・15-16, Goldwasser, Liability Exposure in Compilation and Review, CPA Journal, Sep. 1980, 27, 30。

(30) レヴュー・コンピレーションは任意業務であり、同業務を実施した会計士の責任は法定されていない。第三者に対する責任も、一般の不法行為責任により規定されることになる。会計士の第三者に対する不法行為責任のアメリカにおける展開については、参照、拙稿「会計監査人の職務と責任——アメリカ合衆国における展開——」広島法学九巻二号一二六頁、三号二八六頁(一九八五)。

レヴュー報告書の添付された財務諸表は、一般公衆に開示されることを予定していない。しかし、企業に対する融資者の要請に基づき作成されるのが通常であろう。会計士はレヴューを実施するとき、財務諸表の提出先を具体的に認識していることが多いと思われる。この場合、多くの州で会計士の第三者に対する過失責任を認めている。参照、Note 前掲注(25)・812-814。

(31) Gulberlet 前掲注(12)・317-318。

(32) アメリカの会計専門職は、公認会計士 (Certified Public Accountant) と単なる公共会計士 (Public Accountant) とに区別されるが、会計・監査業務を実施する資格について、両者に区別はなく、日本のような公認会計士と税理士との区別はない。従って、日本における調査・指導案の場合と異なり、限定監査を実施する会計専門職の資格は、表面上は争点にならない。しかし会計士は、倫理規則により、自己または自己の事務所が専門的能力をもって履行しようと判断される契約のみを引き受けることを求められる (AICPA Code of Professional Ethics, Rule 201)。従って正規の監査を実施する能力がない会計事務所は、事実上は納税申告書作成や帳簿記帳の代行、財務諸表の作成等の会計業務のみを実施する。ホノルルで面会した大手会計事務所所属の公認会計士は、従来正規の監査業務を実施していなかった会計事務所が、新たにレビュー業務を実施するのは実際には困難であろう、との見解であった。

(33) Gutberlet 前掲注 (12)・321.

(34) 企業会計原則その他の会計環境の調査義務や、情報の充満さの調査、財務諸表上の「明白な誤り」の指摘義務等は、コンシューメン業務の実施基準を従来よりは厳格にしている、と語られている。Goldwasser 前掲注 (29)・28-29.

(35) Kelly, *Compilation and Review: A Revolution in Practice*, CPA Journal, Apr. 1979, 19, 21.

(36) Gutberlet 前掲注 (12)・331-334, Solomon, Chazen & Miller, *Compilation and Review: The Safety Factor*, Journal of Accountancy, July 1983, 50, 54.

四 「調査・指導」への示唆

(一) 商法・有限会社法改正試案について 以上の考察をふまえて、「商法・有限会社法改正試案」(以下では単に「試案」とのみ称する。又本文中の括弧内の数字は、試案の各項目を示す)において提案されている調査・指導案について、検討してみることとする。中小企業に対する監査制度の導入については、試案自身調査又は指導案、さらに正規の監査の拡大案も含めて各種の可能性を示しており、各制度の実施可能性や有意義性について様々な意見が交錯している。⁽³⁷⁾ 本

稿はもとよりこの争いに決着をつけうるものではなく、又特定の制度を支持することも意図していない。調査又は指導を実施するとした場合、問題となりうるであろう事項を思いつくままに指摘するにすぎない。

(二) 調査・指導の意義 中小企業の計算書類の開示を徹底させることの意義については、「有限責任の対価」⁽³⁸⁾という教義的な論拠が強調されすぎているきらいがないでもない。しかし我が国の信用秩序の健全な発展、という観点から考えて、中小企業の財務内容を明確にさせることの意義は決して小さくはない。そして計算書類の開示をもとめる以上、その信頼性を担保する方法を考慮するのは、当然のことであろう。

しかし正規の監査をすべての会社に実施することは、監査人の処理能力、監査を受ける企業の経済的負担、のいずれの面からみても、現実的ではない。⁽³⁹⁾ 指導・監査制度の提案は、一方で中小企業が負担可能であり、他方で公認会計士に加えて、税理士をはじめとする他の会計専門家が実施可能な計算書類検査制度を確立することを目的としている。そして調査案は企業が作成した計算書類の信頼性について、限定的ながらも会計専門家による評価を含んでいるのに対し、指導案は計算書類の評価という機能を払拭しようとしているようである。

(三) 会計専門家の会計事務への関与 試案は表面的には調査と指導の内容しか示していないが、多くの中小企業において、公認会計士や税理士が会計システムを補助していることを念頭に置き、むしろそれを前提として、調査なり指導なりを実施することを目的として⁽⁴⁰⁾いると思われる。即ち、試案は調査人が会計帳簿の記帳代行、財務諸表の作成等の会計事務を行うことを認め、ただ調査人が記帳の基礎となる原始記録の作成に関与することのみを禁止する^(四c注4・5)。

しかし調査人が企業の会計事務の一部又は全部に関与するかどうかは、各企業の実情に応じて、企業と調査人が個別に契約することであり、法定しうるものではない。⁽⁴¹⁾ 従って調査人は会計システムの一部については実行補助者の立

場に立ち、一部については評価人としての立場に立つ。しかも調査人がどのような問題についてどのような立場に立つかは、企業毎に異なってくることになる。

(四) 調査手続 試案は、調査においては、相当の会計組織が備わっていることを確認し、会計帳簿の記載について財産の実在性と網羅性、並びに取引事実との対応性が一応認められるかどうかを吟味し、会計帳簿と貸借対照表並びに損益計算書の記載との間に重大な不一致がないことを確認することを求める(四・注2)。

当該企業のために、会計帳簿の記帳代行や計算類の作成等を実施している会計専門家にとって、会計組織の整備状況や、会計帳簿と計算書類との一致を確認することは、会計事務を適切に実施したことの表明に他ならない。⁽⁴²⁾逆に会計事務に関与しない会計専門家は、企業の会計組織について、関与のある場合と同様の知識と理解を得ようとする。相対に詳細な調査を行わなければならない、企業にとって正規の監査とそれほど変わらない負担となる可能性がある。企業にとって過大な負担とならず、かつ前記二つの場合に共通する「確認」概念を作り上げようとする、会計組織が一応存在し、表面上は機能していることの確認という、形式的な内容に限定せざるを得ないのではないか。

調査人は原始記録の作成に関与しえない以上、資産の実在性、網羅性、取引事実との対応性についての吟味においては、調査人は第三者性を有する評価人としての立場にのみ立つ。試案は、調査にあたっては、照合、質問のような間接的手続の他、実査、立会、確認のような直接的な実証的手続をも適宜用いることを求める(四4・注3)。

会計事務に関与し、企業の内情を熟知している会計専門家が、企業の財務データを分析したうえで、必要な範囲で限定的な実証的手続を実施することで、企業の計算書類の「一応の確からしさ」(四・注4)を判断することは、確かに制度として十分に成立するものと思われる。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾しかしこの場合でも、会計専門家が会計事務に関与していないときには、

調査人が行う検査手続が正規の監査に比べて大幅に軽減されうるかどうかは、疑問である。又、会計事務に関与しな

い場合はもちろん、関与する場合でも、調査人が分析的手続等をつうじて企業活動の異常項目を抽出し、実証手続を実施する範囲と方法を決定するためには、相当高いレベルの監査能力を必要としよう。⁽⁴⁵⁾ 試案は、会計調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とし、調査人としてふさわしい会計知識・経験を持つ者の範囲を画する方法については、なお検討するとしているが(四4d)、限定的な監査であることは、当然に監査する者の能力も限定的でよいことにはならないだろう。

(五) 指導について 試案は、調査に代えて、会計専門家が会社の計算に関する指導をして、その指導の内容、指導の結果等を報告する制度をも提案する(四5)。指導案として、会計専門家の会計事務への関与を強制するものではなくさそうである。しかし指導は企業が確立した会計組織の批判的評価以前の段階として、指導をつうじて、企業が会計組織を整備すること自体を目的としていると思われ、その点で会計事務への関与と共通性を有する。⁽⁴⁶⁾ そして会計専門家が会計事務に全く関与しない場合はもちろん、部分的にしか関与しない場合も、指導は会計組織の存在と機能を「確認」する意味しか有しない。確認の内容は調査の場合以上に形式的たらざるをえず、そこに実質性を持たせようとする、自ら努力して会計組織を整備した企業が、計算書類について何等の保証も受けないのに、大きな負担を強いられるという矛盾が生じる。

指導の内容を前記のように解すると、指導においては、それをつうじて企業が会計組織を整備し、計算書類の作成にこぎつけること自体が重要であって、指導の結果の報告にそれほど重きを置く必要はないように思われる。しかし企業の計算書類に虚偽の表示があり、又は公正な会計慣行に反する記載があることに、指導を実施中に会計専門家が気づいたとき、報告においてその旨を指摘することは、当然の要請である。指導においては計算書類の信頼性についての検査は求められないとはいえ、いやしくも会計専門家の関与がある以上、同人の知りえた虚偽の表示を看過する

ことは許されない。⁽⁴⁸⁾

一方計算書類の信頼性にかかわりのない、会計組織上の欠陥を、一般債権者にまで開示する必要はないと思われる。正規の監査においても、計算書類の信頼性とはかかわりのない、会計システム・統制システム上の欠陥は、監査報告書の記載事項ではなく、監査役に別途報告されるにすぎない。⁽⁴⁹⁾ このように考えると、計算書類に虚偽表示があり、指導人がそのことを知っていた場合を除いては、公開される計算書類には指導人の指名が付されるのみで、「指導の結果」についての報告は不要なのではないか。⁽⁵⁰⁾

(六) 終わりに 試案が示す調査ないし指導制度は、会計専門家が予め企業の会計事務に関与し、その際に得られた企業に関する知識を元にして実施する場合と、そうでない場合とは、実質的な内容が相当に異なってくる。しかし会計専門家の会計事務への関与自体は、法定しうるものではない。そして調査や指導を一定規模以上の企業に一律に義務付けようとする、会計事務への会計専門家の関与を求めない企業のほうが、かえって負担が高くなる恐れがある。これを避けようとするれば、このような企業に対する調査あるいは指導の内容を、極めて形式的なものに限定するしかないのではないかと。

最後に、会計専門家の計算書類への関与方法をこのように多様化することは、計算書類の受領者に無用な混乱を引き起こすだけだとの批判に対しては、次のような反論があることを指摘して、この拙い論稿を終えることにしたい。

「委員会は、受領者が多様な保証を理解しえないだろうとの見解は、受領者の能力を過少に評価している、と考える。この見解によると、監査人が情報に関与すれば、受領者は直ちに同情報が監査されたものと見なしてしまふ。この考えは現行の報告要件に拘束された判断である。財務諸表に対する意見表明が唯一の保証方法であるとき、受領者は他の保証方法を理解する機会がない。実際、第七章で指摘したように、何十年にもわたり標準化された報告を利用して

きた結果、受領者は監査人の情報への関与を、同情報の承認印と見なすようになってきた。受領者が事実を理解するための唯一の手段は、監査人が伝統的な報告様式を変更することである。⁽⁵¹⁾

- (37) 前掲注(5)の諸文献の他、参照、座談会「監査・調査・指導」企業会計三八巻八号一〇八四頁・九号一二六二頁・一〇号一四二六頁(一九八六)、『商法・有限会社法改正試案』を分析する「会計ジャーナル」一八巻九号八八二頁(一九八六)、『商法・有限会社法改正試案をめぐって』商事法務一〇七九号七七頁(一九八六)。
- (38) 稲葉威雄「大小会社区分立法の基本問題」企業会計三五巻八号一〇九〇頁(一九八三)、上田宏「決算公告・貸借対照表等の公開」金融・商事判例七五五号一五〇頁(一九八六)。
- (39) 「監査・調査・指導」前掲注(37)・企業会計三八巻九号一二六四頁以下、南榮言によると、現在の公認会計士の数を前提とすると、資本金一億円以上の会社、約二万社については、正規の監査を実施することができるといふ。この場合も、これらの会社が監査を受けるだけの内部統制を備えているか、又監査の経済的負担に耐えうるかについては、疑問が呈示されている(同、佐藤裕発言)。
- (40) 日本税理士協会連合会「税理士が行う会計業務のスケルトン」商法監査の論点・前掲注(5)・資料六九頁以下によると、税理士が記帳から決算を組み申告書を作成して税務代理までの業務を行っている場合が、対法人契約の六五・六%を占める。
- (41) 会計業務はあくまで企業の内部業務であり、外部の第三者の関与を法律上強制する根拠はない。また中小企業が、独自の会計組織を整備しうるかいはなは、企業の規模よりも、経営者の個性、特に「経理マインド」にかかっていると思われる。
- (42) 但し、計算書類の作成事務は、企業から与えられたデータを計算書類に編纂(compile)するだけであり、与えられたデータの信頼性までも保証するものではない。基礎データ(会計帳簿の記録、あるいは記帳の基礎となる原始記録)の信頼性についてはなお、「調査」を必要とする。
- (43) 岸田雅雄「小規模閉鎖会社の監査制度の検討」神戸法学雑誌三三巻四号七二八頁(一九八四)は、「税理士が自ら作成、あるいは作成に関与した商業帳簿、計算書類等につき、その不実、不適性を主張することは、ほとんど考えられないことであり、またその期待可能性もないと考えられる」として、計算書類への関与と調査はあいまいなことを強調する。調査人

は計算書類の不実記載の訂正を企業に求めるとき、企業との信頼関係、ひいては契約を失う危険にさらされることは確かである。しかし、この点は正規の会計監査の場合も同じではないだろうか。また監査と税務との両立性一つを取ってみても明らかのように、独立性を維持するために、監査といかなる業務との両立を認めないのかは、政策的要素も強く、理論的に割り切れるものではないように思う。参照、「監査・調査・指導」前掲注(37)・企業会計三八巻九号一八二頁以下、商法監査の論点・前掲注(5)・七六頁以下。

(44) 調査報告書はどのような記載となるのだろうか。調査人が計算書類の総合的な「一応の確からしき」について、評価を下すようなことは考えられず、結局は試案に盛り込まれた各検査項目について、調査人の結論が示されることになるのではないか。このとき、調査人は会計事務に関与したうえで調査を行ったのか、又関与した場合には関与した事務の内容等を示すべきだろう。従来の監査報告書と比べて、報告書の内容、特に「調査の方法の概要」の記載が極めて複雑になることが予想される。

(45) 商法監査の論点・前掲注(5)・七一頁中島発言。

(46) 高田正淳『指導』の意味とその制度化「企業会計三八巻一一号一五三三頁(一九八六)」「指導は、一般的に中小企業では監査を受けるための十分な体制や状況がないという現状認識に立って、このような企業に対して本来必要な監査を導入するに先立って、その受入れができるように体制や体質の改善を行わせ、会計を整備することに重点を置いている」。

(47) 前掲注(42)で述べたように、計算書類の作成のような会計事務は、計算書類の信頼性を保証するものではない。しかし、調査ないしは指導の導入の結果として、企業の計算書類作成に関与する会計専門家に、社会が従来以上に注目または期待することが考えられる。計算書類に不実記載があるとき、調査人又は指導人だけでなく、単に計算書類を作成したにすぎない会計専門家に對しても、責任追及が及ぶことも予想される。参照第二章四。

(48) 現行法のもとでも計算書類の作成に関与した会計専門家が粉飾決算に積極的に関与した場合はもちろん、企業から与えられたデータが虚偽のものであることを知りながら、あえて不実の計算書類を作成した場合にも、会計専門家に、共同不法行為責任が生じる可能性があるだろう。

(49) 高田前掲注(46)・一五三六頁以下は、指導の結果は、本来企業の内部で処理されるべきものであり、指導報告書も内部用にとどめるべきだとする。但し、中小企業における株主の地位を考え、株主に指導報告書の要約を提供することを検討し

てゐる。

(50) このように指導は、公表される計算書類そのものよりも、計算書類作成の背景にある企業の会計組織を、中心的な検査対象にしている。企業の会計組織や内部統制組織は、正規の監査においても検査の対象であるが、同検査は計算書類ないしは財務諸表の監査にあたり、試査の範囲あるいは監査計画の修正の要否を決定するための資料にすぎないと考えられている(監査実施準則第一・四、三澤一・会計士監査論(改定版)一五二頁(一九八四))。従って会計組織それ自体を審査対象とする指導制度が、法定制度として提案されたことは、企業会計への会計専門家の法的な関与形態としては、従来にない考えかたが示されたことになり、特に注目されるのであらう。

(15) The Commission on Auditor's Responsibilities, Report, Conclusions and Recommendations (N. Y. : AICPA, 1978), pp. 66-67.